



下水道マンホールと白馬村浄化センター（大出）

九年で6千万円弱であり、この数字は、すでに決算書から減額されていた。したがって、決算書に載っているのは純粋に未納額のみだった。よって債権が留保されていると言われてるのは、純粋に未納の額であることがわかった。

また賦課の客体の件についても、1つの条例で2つの賦課の方法が同時に、または連続していないが事実上は切れ目なく存在するのは、滞納額の増加を阻止しようとする意図は理解できるが、適法であるかどうかは疑問である。

いずれにしても、賦課替えについては平成13年ころでは、最良の方法と思われ、滞納者と既納者との不公平感の解消の施策として考えられたものであった。

4. 時効に対する職員の認識が問われたことから、委員会では、参考人招致することにした。

税務課と比較して担当課の時効に対する意識は希薄であり、また時効を確実に中断させる方法についての知識が不足していたのではないかと思

われる。参考人の話からも、前任者からの引継などによって「賦課替えにより債権は留保されている」という考えが生じ、定着していったと思われる。条例が制定された平成13年3月以降、この賦課替えの処理をどのように継承し対応したのが問題である。債権の留保と時効の中断、徴収猶予と都市計画法と地方自治法などの問題があるが、これに関しては議会の調査権を超えた問題でもあり、今後の方針について検討を要するところである。

賦課替え条例が制定されたことも関係して事務が煩雑になり、債権管理ができていなかったために、多額な状態となった。

5. 旧来からの意識と慣習の問題もある。参考人の話では、過去において時効になった後でも、滞納者との信頼関係のもとに時効となった金額を納入した事例がある。担当者としては、既納入者と滞納者との公平性を確保するために行ってきたということであった。このような法令に合致し

ていない事例は多々あり、平時には看過されるが、事件が起きて状況が変わるとそれが問題となる。法令遵守は危機管理と業務遂行上の基本である。

6. 適切な債権管理を怠ったため、未収金が増大している。受益者負担金は土地に賦課するものであり、所有者に資産がないので差押物件がないというわけではない。だから、国税徴収法や地方税法という執行停止の条件にはあてはまらない事が多く、消滅時効でなければ不納欠損処理ができない場合がほとんどである。

常に不納欠損処分することは、念頭に置かなければならない。7. 体制の不備も未収金増大の原因の一つである。下水道

工事が集中していたときは、需要に対応した人員が配置されていなかったが、第3期工事の終了後、維持管理や徴収に関する事務だけが残ることになった。下水道使用料や負担金の徴収と、それに係る収納事務は、かなりの時間を要する事務であり、コンピュータシステムにも精通していなければ